

臨時雇員に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、処務規程第2条第1項第2号の臨時雇員について雇用および勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雇 用)

第2条 臨時雇員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、理事長が理事長専決規程第1条第8項の規定に準じ雇用する。

- (1) 職員の職に欠員が生じた場合において、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法により、その職員を任命するまでの間、その職員の職を欠員にしておくことができない場合
 - (2) 季節的又は突発的に繁忙な事務処理を必要とし、正規職員のみでは期限内に処理し得ないと認められる場合
 - (3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく育児休業の請求をした職員の業務を処理することが困難であると認められる場合
 - (4) かんがい用水期における用水送水業務で必要と認められる場合
- 2 雇用については、別途雇用契約を締結するものとする。

(雇用期間)

第3条 雇用期間は、6ヵ月以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時雇員は6ヵ月を越えない期間で再雇用することができる。

(服 務)

第4条 臨時雇員は、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2 臨時雇員は、その職務の遂行にあたっては、定款・規約・その他諸規程に従い、かつ所属上長の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 臨時雇員は、その職の信用を傷つけ、またはこの土地改良区の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 臨時雇員は、理事長の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間)

第5条 勤務時間は、職員就業規程（以下「就業規程」という。）第8条に準ずる。

(休 憩)

第6条 臨時雇員の休憩時間は、就業規程第9条に準ずる。

第7条 臨時雇員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休日および休日振替)

第8条 臨時雇員の休日および休日振替は、就業規程第12条に準ずる。

(時間外および休日勤務)

第9条 業務の性質その他の事由によって必要がある場合においては、第5条の勤務時間を超えて勤務させ、または第8条の休日に勤務させることができる。

(手 続)

第10条 前2条の規定による時間外ならびに休日勤務は、事務局長が超過勤務命令によりこれを命ずる。

(臨時雇員に関する規程)

(手 当)

第11条 時間外勤務をさせた場合、休日勤務をさせた場合、および22時から翌日5時までの間に深夜勤務をさせた場合には、第19条および第20条により手当を支給する。

(年次有給休暇)

第12条 臨時雇員には、年次有給休暇を与える。

2 年次有給休暇が与えられる臨時雇員の要件およびその日数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 週所定労働日数が5日以上とされている臨時雇員および週以外の期間によって所定労働日数が定められ、1年間の所定労働日数が217日以上とされる場合の臨時雇員が、雇用の日から6ヵ月間継続勤務し全所定労働日数の8割以上出勤した場合

継続勤務が6ヵ月を超えることとなる日から1年間において10日

(2) 週所定労働日数が4日以下とされている臨時雇員および週以外の期間によって所定労働日数が定められ、1年間の所定労働日数が48日以上216日以下であるとされる場合の臨時雇員が、雇用の日から6ヵ月間以上継続勤務し全所定労働日数の8割以上出勤した場合

週所定労働日数が4日以下とされている臨時雇員にあっては、別表の左欄に掲げる週所定労働日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている臨時雇員にあっては、同表の中欄に掲げる1年間の所定労働日数とされる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる付与日数

(3) 前2号の出勤した日数の算定に当たっては、年次有給休暇および特別休暇の取得期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

3 年次有給休暇の単位は、1日または半日とする。

ただし、1日の勤務時間が常勤の本区職員に準ずるものについては、1時間単位で付与することができる。この場合において、一の年における時間休暇の時間数の合計は、付与年次有給休暇に0.2および当該臨時雇員の1日の平均勤務時間数を乗じて得た数を基準として理事長が定める。

(特別有給休暇)

第13条 特別有給休暇は、選挙権の行使、交通遮断その他特別の事由により臨時雇員が勤務しないことが相当として、次項に定める場合における休暇とする。

2 特別有給休暇が与えられる臨時雇員の要件は、6ヵ月以上の雇用契約がある者（6ヵ月以上の雇用契約が見込まれる者を含む。）または6ヵ月以上の雇用実績がある者とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内でこれを与える。

(1) 臨時雇員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 臨時雇員が、証人、鑑定人、参考人等として関係官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 臨時雇員が、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限もしくは遮断または入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 地震・水害・火災その他の災害により臨時雇員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、臨時雇員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 7日

(5) 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認められる期間

(6) 地震、水害、火災その他の災害時において、臨時雇員が出・退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(7) 臨時雇員の親族が死亡した場合で、臨時雇員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、親族に応じ次表の日数欄に掲げる連続する日数

死亡した者の区分	日 数	
	血 族	姻 族
配偶者	10 日	
父母および子	7 日	3 日
祖父母、曾祖父母、 兄弟姉妹、孫	3 日	1 日
伯叔父母	2 日	1 日
甥、姪、いとこ	1 日	—
兄弟姉妹および伯叔父母の 配偶者	1 日	1 日
備 考	(1)生計を一にする姻族にあつては血族に準ずるものとする。 (2)生計を一にする喪主の臨時雇員については、別に2日を限度として 休暇を与えることができる。 (3)葬祭が遠隔地であるときは、往復に要する日数を加算して与える ことができる。	

- (8) 臨時雇員が業務上の負傷又は疾病、もしくは通勤途上における負傷または疾病により
療養が必要と認められるとき 当該療養に必要と認められる期間
- (9) その他、理事長がやむを得ないと認める場合 必要と認められる期間

第14条 女子臨時雇員については、次の各号に掲げる事項に該当するときは、本人の請求により、それぞれの範囲内において特別休暇を与える。

- (1) 生理日の勤務が著しく困難なとき 2日
- (2) 出産する場合 産前7週間、産後8週間(多胎妊娠にあつては産前10週間)
- (3) 妊娠中および出産後、母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導また健康
診査を受ける場合 その都度
- 2 第1項第2号および同第3号については、無給とする。

(育児による休業)

第15条 育児による休業については、就業規程第26条に準ずる。

(介護休暇)

第16条 介護休暇については、就業規程第26条の2から第26条の4に準ずる。

(子の看護休暇)

第17条 子の看護休暇については、就業規程第26条の5に準ずる。

(時間外勤務に伴う休暇)

第18条 1ヵ月に60時間を超える時間外勤務を行った臨時雇員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分100分の25に代えて、勤務することを要しない日または時間を指定できるものとする。

(病気休暇)

第18条の2 臨時雇員の病気休暇については、職員就業規程第26条の7に準ずる。ただし、休暇日数については、定められた1週間の勤務日数により年間1～10日間とする。

週5日:10日 週4日:7日 週3日:5日 週2日:3日 週1日:1日

なお、臨時雇員における病気休暇は無給休暇とし、医師の診断書は不要とする。

(臨時雇員に関する規程)

(賃 金)

第19条 賃金の額は、雇用開始直近のハローワーク茨木「職業別 求人・求職賃金の状況」の求人賃金「全職種別」の中間額とし、10円未満の端数は切り捨てる。

- 2 賃金は月の1日から末日までの期間について、その月額を毎月20日に支給する。なお、20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日もしくは土曜日または日曜日にあたる場合は、これらの日の前日に支給するものとし、通勤手当については、第22条第5項によるものとする。

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当は、給与規程第13条に準じて支給する。

(休日勤務手当)

第21条 休日勤務手当は、給与規程第14条に準じて支給する。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる臨時雇員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする臨時雇員
(2) 通勤のため、自転車・原動機付自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする臨時雇員
(3) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする臨時雇員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる臨時雇員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる臨時雇員 必要額
(2) 前項第2号に掲げる臨時雇員 給与規程第19条第2項第2号の規定を準用する
(3) 前項第3号に掲げる臨時雇員は、第1号および第2号に掲げる額の合計額
3 通勤手当の支給の対象とする距離は、臨時雇員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。
4 通勤手当の支給を受けるべき条件を具備した場合、雇用開始日から雇用終了日までの期間について支給する。
5 第2項第1号、同項第3号に掲げる必要額等は、雇用開始日とその属する月の途中の場合は翌月20日に、その日が月の始めにあつてはその月に支給する。

(雇用の終了等)

第23条 雇用期間満了のとき。

2 臨時雇員が次の各号に該当する場合において、その意に反して雇用期間満了前であっても解雇する。

- (1) 精神または身体に故障を生じ、もしくは虚弱となり、または老衰し業務に堪えないと認められたとき
(2) 一部事業の変更、廃止その他やむを得ないこの土地改良区の業務上の都合によるとき
(3) 勤務成績、能力、その他の理由により雇用することが不相当と理事長が認めたとき

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

別表

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数
5日以上	217日以上	10日
4日	169～216日	7日
3日	121～168日	5日
2日	73～120日	3日
1日	48～72日	1日

附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。